

令和4年度 保険料率について

1. 令和4年度保険料率に関する論点及び運営委員会における意見	1ページ
2. 協会けんぽ(医療分)の令和2年度決算を足元とした収支見通しについて	3ページ
3. 準備金残高と法定準備金に対する残高の状況(ごく粗い試算)	7ページ
4. 宮城支部一人当たり医療費	10ページ

1. 令和4年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和2年度決算は、収入が10兆7,650億円、支出が10兆1,467億円、収支差は6,183億円と、収支差は前年度に比べて784億円増加し、準備金残高は4兆103億円で給付費等の5か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによる。
併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料収入の減少額よりも、加入者の受診動向等の変化の影響によって、協会発足以来初めて医療給付費が前年度より減少したことによる支出の減少額が上回ったという、特別な状況によるものと考えている。
- ✓ 一方で、協会けんぽの今後の財政については、以下の状況から楽観を許さない状況である。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響によって経済状況が不透明であり、保険料収入の見通しも不透明である。平均標準報酬月額 は、令和2年9月以降、対前年同月比マイナスで推移している。一方で、医療給付費は、受診動向等の変化の影響等によって令和2年4、5月に大幅に減少した後、徐々にコロナ禍前の水準まで戻り、令和3年度においては、既にコロナ禍前の水準を上回っている。このため、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと。
 - ・ 高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となることによって、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって健診や保健指導の実施率が落ち込み、健診・保健指導にかかる費用も対前年度比マイナスとなったが、令和3年度の目標実施率を踏まえると、健診・保健指導経費は、前年度と比較して370億円程度の増加が見込まれていること。
 - ・ 健康保険組合の令和3年度予算早期集計では、経済状況の悪化の影響によって約8割の組合が赤字を計上している。今後、健康保険組合の実質保険料率が10%を超える事態になると、財政状況の悪化した組合が解散を選択することも考えられること。
 - ・ 平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化し続けていること。
 - ・ 今後、高額な医薬品・再生医療等製品の薬価収載や、それらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加の可能性もあること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならぬ見通しとなっている。

1. 平均保険料率

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和4年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和4年度保険料率の変更時期について、令和4年4月納付分（3月分）からでよいか。

○試算の趣旨

・協会けんぽ（医療分）の2020（令和2）年度決算（注）を足元として、一定の前提のもとに機械的に試算した2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間の収支見通しを、今後の協会けんぽの財政運営の議論のための基礎資料としてお示します。（注）2021（令和3）年7月2日公表

1. 2020年度の協会けんぽの決算について

協会けんぽの2020年度の収支【医療分】

(単位：億円)

収 入	保険料収入	94,618
	国庫補助等	12,739
	その他	293
	計	107,650
支 出	保険給付費	61,870
	前期高齢者納付金	15,302
	後期高齢者支援金	21,320
	退職者給付拠出金	1
	その他	2,974
	計	101,467
単年度収支差		6,183
準備金残高		40,103
保険料率		10.0%

(注) 協会会計と国の特別会計との合算ベースである。

2. 5年収支見通し（2022～2026年度）について

○2020年度の協会けんぽ（医療分）の決算を足元とし、一定の前提をおいて、5年間の収支見通し（機械的試算）を行った。

○試算は、2021、2022年度の見込みについて、直近の協会けんぽの実績等を踏まえ、以下の2ケースを作成した。

- ・ケースⅠ：協会けんぽの2021年6月までの実績を基にしたケース
- ・ケースⅡ：ケースⅠより被保険者数や標準報酬月額伸び率を厳しく見たケース

○2022、2024年度に実施予定の被用者保険の適用拡大¹⁾の影響を試算に織り込んだ。

注：1) 短時間労働者について、2022年10月に100人超規模の企業、2024年10月に50人超規模の企業まで被用者保険を適用することになった。また、短時間労働の公務員に適用される医療保険は2022年10月に協会けんぽから公務員共済に変更されることとなった。

○健康保険法等の改正²⁾による後期高齢者支援金の減少等を試算に織り込んだ。

注：2) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

○今後の被保険者数等については、次の通りとした。

① 2021、2022年度の被保険者数については、以下の前提をおいた。

表1. 被保険者数の伸び率の前提（2021、2022年度）

	2021年度	2022年度
ケースⅠ	0.9%	▲0.3%
ケースⅡ	0.0%	▲0.6%

② 2023年度以降については、「日本の将来推計人口」（2017年4月 国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎として推計を行った。

○今後の賃金上昇率については、次の通りとした。

① 2021、2022年度の賃金上昇率については、以下の前提をおいた。

表2. 賃金上昇率の前提（2021、2022年度）

	2021年度	2022年度
ケースⅠ	▲0.4%	0.8%
ケースⅡ	▲0.7%	0.2%

② 2023年度以降の賃金上昇率については、ケースごとに以下の前提をおいた。

表3. 賃金上昇率の前提（2023年度以降）

パターンA	0.8% ³⁾
パターンB	0.4% ⁴⁾
パターンC	0.0%

注：3) 平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の2015年度～2019年度の5年平均（2016年4月の標準報酬月額の上限定の影響（+0.5%）を除く）。

4) 平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の2011年度～2020年度の10年平均（2016年4月の標準報酬月額の上限定の影響（+0.5%）を除く）。

（参考）平均標準報酬月額の推移

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
平均標準報酬 月額（円）	275,203	275,402	276,224	278,143	280,521	283,550	285,315	288,770	290,748	290,305
対前年度比	▲0.4%	0.1%	0.3%	0.7%	0.9%	1.1% (0.6%)	0.6%	1.2%	0.7%	▲0.2%

※ 2016年度のカッコ内の数値は、標準報酬月額の上限定の影響（+0.5%）を除いた場合のもの。

0.8%（上限改定の影響除く）

0.4%（上限改定の影響除く）

○ 今後の医療給付費については、次の通りとした。

① 2021、2022年度の加入者一人当たり伸び率については、以下の前提をおいた。

表4. 加入者一人当たり医療給付費の伸び率の前提（2021、2022年度）

	2021 年度	2022 年度
ケースⅠ、Ⅱ	4.6%	1.5%

② 2023年度以降の加入者一人当たり伸び率については、2016～2019年度（4年平均）の協会けんぽなどの医療費の伸びの平均（実績）を使用し、以下の前提をおいた。ただし、2016年度の伸び率は高額薬剤の影響を除外して計算した伸び率を使用した。

表5. 加入者一人当たり医療給付費の伸び率の前提（2023年度以降）

75歳未満	2.0%
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.4%

○現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用した。

3. 試算結果の概要

○現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（ケースⅠ）

（単位：億円）

賃金上昇率		2021年度 (令和3年度)	2022 (4)	2023 (5)	2024 (6)	2025 (7)	2026 (8)
A 0.8%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,500	4,800	2,400	1,900	1,000	400
	準備金	42,600	47,400	49,800	51,700	52,600	53,000
B 0.4%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,500	4,800	2,000	1,200	▲ 0	▲ 900
	準備金	42,600	47,400	49,400	50,600	50,600	49,700
C 0.0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	2,500	4,800	1,600	500	▲1,000	▲2,300
	準備金	42,600	47,400	49,100	49,600	48,600	46,200

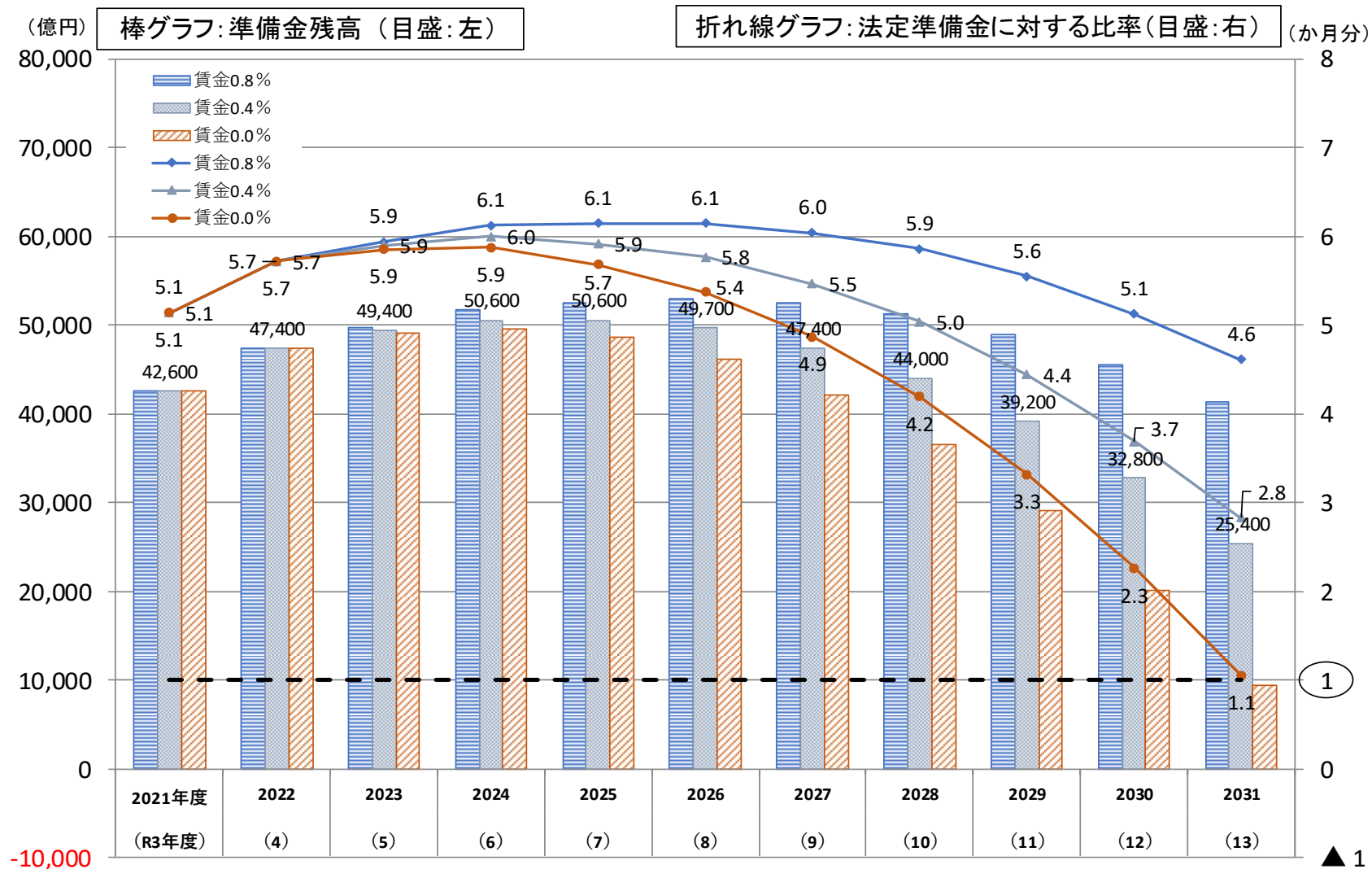
（ケースⅡ）

（単位：億円）

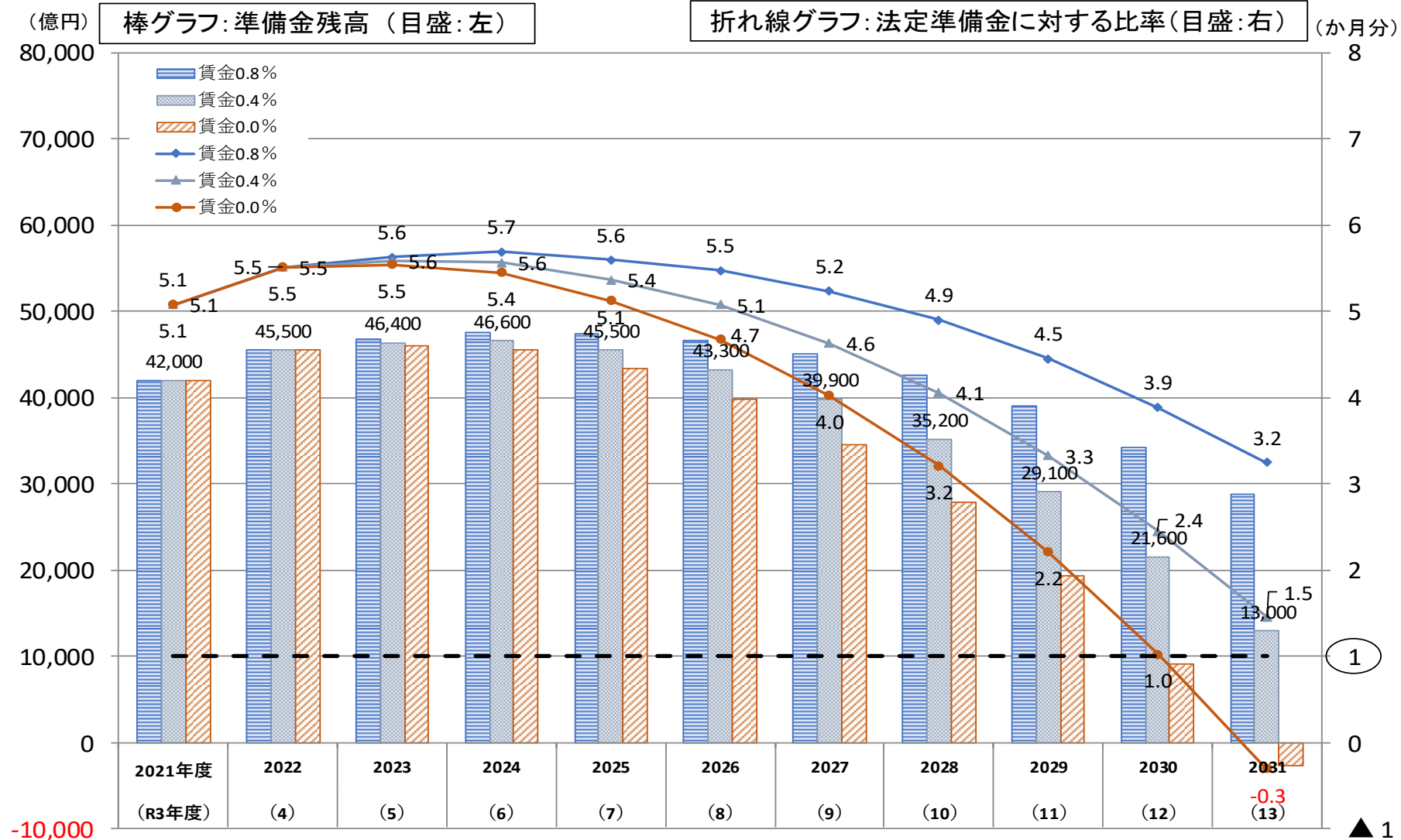
賃金上昇率		2021年度 (令和3年度)	2022 (4)	2023 (5)	2024 (6)	2025 (7)	2026 (8)
A 0.8%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,900	3,500	1,300	800	▲ 100	▲ 700
	準備金	42,000	45,500	46,800	47,600	47,500	46,700
B 0.4%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,900	3,500	900	100	▲1,100	▲2,100
	準備金	42,000	45,500	46,400	46,600	45,500	43,300
C 0.0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	1,900	3,500	600	▲ 500	▲2,100	▲3,600
	準備金	42,000	45,500	46,100	45,500	43,400	39,900

3.来年度以降の10年間（2031年度まで）の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況（ごく粗い試算）

○5年収支見通しと同様の前提をおいて、平均保険料率を10.0%で維持した場合について、今後10年間（2031年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。（ケースⅠ）



(ケースⅡ)



○5年収支見通しと同様の前提をおいて、ケースI・パターンB（賃金上昇率0.4%）における2022年度以降の平均保険料率を10.0%～9.5%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間（2031年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

（ケースI・パターンB（賃金上昇率0.4%））

